

令和8年8月17日

令和8年第8回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和8年8月17日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 片山 剛	2 番 藤村 幸生	3 番 藤村 浩司
6 番 小林 識史	8 番 藤本 哲	10 番 小橋 和紀
11 番 黒崎 友美	13 番 佐崎 恭児	12 番 迫田 瑞恵
14 番 中尾 正浩	15 番 塚田 由美子	16 番 二武 富男
18 番 梅川 仁樹	19 番 原田 孝親	

3 本日の総会に欠席した委員は次のとおり

4 番 隅 ふじ江	5 番 林 聖文	7 番 小林 増次
9 番 松村 紀彦	17 番 藤中 京子	

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 藤本 慎司	次 長 西本 嘉彦
由宇支所 小池 泰弘	由宇支所 岡本 和也
周東支所 木村 茂泰	周東支所 松岡 幸恵
錦支所 伊藤 良洋	美和支所 田村 尚巳
美和支所 宮本 伝	事務局 飴屋 陽子
事務局 市川 佳史	農林振興課 向原 英昭
農林振興課 三上 直矢	農林振興課 安部 祐希乃

5 会長は、午前10時00分、委員総数19名のうち、14名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

19 番 原田 孝親	1 番 片山 剛
------------	----------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第30号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第31号	地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について
議案第32号	農用地利用集積等促進計画について
議案第33号	農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
議案第34号	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案に対する意見について

報告事項

報告第1号

農地法第4条の規定による届出の受理について

報告第2号

農地法第5条の規定による届出の受理について

報告第3号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告第4号

農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号

現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和8年第8回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、14名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、19番原田孝親委員と1番片山剛委員を指名いたします。

「議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

1 番 岩国地区

事 務 局

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、175 m²ほか11筆です。合計4,527 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい。追加説明をいたします。

申請地は2つありまして、1か所目は北河内出張所から直線で北東へ約2.6kmにある農地で5筆です。2か所目は同じく北河内出張所から北東へ約1.7kmの場所にある農地、7筆です。

譲渡人は本件農地を相続で取得したが、遠方に居住しているため、農地を維持することができず、所有農地をまとめて手放したいと考えていたところ、譲受人との売買が成立したものです。譲受人は新規営農をしたいと考えていたところ、譲渡人から農地を手放したいとの申し出があり、本件農地を新たに取得し、一体的に耕作することで効率的な営農を行うとのことです。いずれの農地も畑にして、そばを作付けする予定です。譲受人はこれまで実家である農家に両親がおり、それを手伝っており、刈払い機、ハンマーナイフ、軽トラック等を保有しており、耕起から収穫までの一連の作業を譲受人本人が行い、繁忙期にはその両親の援助を得て、営農する予定です。また周辺農地、耕作者との農作業の時期や農薬散布の方法についてもよく相談し、農業を通じて交流したいとのことです。

7月23日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。

3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、1,026 m²ほか11筆、合計7,587 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明を行います。

申請地は玖珂支所奏より南西へ1.18kmのところに位置しております。

譲渡人は遠方に住んでおり、耕作が困難のために譲り渡すことにしたということです。譲受人は新規就農のため地元岩国に戻り、農業に携わりたいと思っていたところ、家屋付きの宅地に隣接する農地が売りに出されていたために一括購入することにしたということです。農地のほとんどは、水稻を栽培しJAに出荷するほか近隣の直売所で販売するというものです。農機具については軽トラックは所有し、トラクター、田植え機、コンバインはリースにて対応する予定ということです。

8月3日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、98 m²ほか1筆、合計202 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂駅より北へ約 300mのところに位置しております。

譲渡人は遠方に住んでおり、耕作困難なため譲り渡したいということです。譲受人は譲渡人の所有する宅地及び家屋を買い受ける予定であり、申請地は隣接して耕作が容易のため、譲り受けて自家用野菜を栽培するということです。

8月3日に事務局職委員と調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが問題はなく、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 本郷地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,347 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 9 番

それでは説明します。

申請地は本郷支所から南に約 1.3 kmの農地です。

譲渡人は遠方に住んでおり、高齢であることから譲受人への贈与をすることとしたものです。譲受人は父と大規模に米作りを行っている認定農業者であります。譲渡人から土地を贈与したいと相談を受け、経営拡大を考えていたため、譲り受けることにしたということです。

現地調査は7月28日に調査項目に従い、現地調査を行いました但問題なく3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、1,173 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。隅委員が欠席のため、追加説明の方を事務局で預かっております。

事務局

はい。担当委員から追加説明を預かっていますので代読させていただきます。

申請地は錦総合支所から南西へ約250mに位置している農地です。

譲渡人は令和元年に申請地を相続したが遠方に住んでおり、耕作をする予定もないことから相続前より申請地の草刈り等の管理を代理で行っていた譲受人に譲渡を打診し、譲受人がこれに合意したため本申請に至りました。譲受人は申請地近隣に居住しながら農業を営んでおり、譲渡完了後には申請地を整備して自家消費の野菜、果樹、花の栽培をする予定とのことです。

7月31日に支所担当者と調査項目に従い現地調査を行った結果、問題はなく3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

続いて、「議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。面積は、988㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場です。

農地区分は、由宇総合支所から概ね300m以内に位置する、第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第10番

追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所から北東へ約180mの場所に位置する農振地域内農用地区域外の第3種農地です。

譲渡人は相続により当該農地を取得したものの、遠方に居住していることから農地維持管理が困難であり、今後も農業を営むことはなく、当該申請地を持て余していたところ、譲受人から転用の申し出を受け売却することとしたものです。一方、譲受人は個人事業主として建設業を営んでおりますが、資材置き場を所有しておらず、自宅の周りに資材を置かざるを得ない状況となっています。建築資材の仕入れが制限され事業に支障が出て

いることから、事業を行うのに十分な広さの資材置場の入手を検討していたところ、土地を手放したいとの情報を得て、農地転用の申し出を行ったものです。

8月3日に事務局支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。申請地は公道を接続しておらず、隣接した土地を通るため、所有者と土地の利用に関する覚書を交わし、通行の承諾を得ています。また、無許可で倉庫が設置されていましたが、こちらは始末書が提出されています。事業計画書等を確認いたしました周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、312 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂駅より北へ580mのところに位置しております。

譲渡人は遠方に居住し、耕作できないので、今回譲り渡すことにしたということです。譲受人は申請地が用途地域内で住環境が優れているので、宅地部分と一体利用して3戸分の宅地分譲するということです。

8月3日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 本郷地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田、現況荒廃。面積は、196 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。
農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 9 番

それでは追加説明します。

申請地は本郷支所から北へ約3.2kmに位置する農地で地目は田です。

譲受人は夫が生前に申請地を自分の土地と思い、さらに農地法を知らないまま、 の宅地に入る進入路を作り、後から下屋や倉庫やカーポートなど農業資材や生活用具を保管しています。今回息子夫婦がこのことに気が付き親戚である譲渡人との話し合いで話がまとまったため、この度の追認許可を申請したものです。なお、申請地は造成され進入路等で利用されており、始末書が提出されています。

7月28日に調査項目に従い現地調査を行いました。違反転用について理解と反省をしており、許可が許可相当と思われますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

続いて「議案第30号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。

では、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、982㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、農振農用地への編入です。農地区分は、第2種農地です。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは追加説明をいたします。申請地は南河内出張所から直線で南西へ約2.1kmのところに位置する農地です。この農地は所有者の方々から承諾を得て、その地区の集落協定の代表者が申出人となっております。以前より中山間地域直接支払交付金の活用によりいろいろな取り組みを進めてきております。この度、その営農意欲の高まりを受け、中山間地域直接支払交付金の対象農地としてさらなる活用を図るための編入の申し出があったものです。

7月23日に事務局職員と調査項目に従い、現地に行き調査を行いました。休耕田になっておりますけど、しっかりと農地としての有効性は認められました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を適格と認め、市長に回答します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、2筆合計 994 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、農振農用地への編入です。農地区分は、第2種農地です。

担当の小林増次委員が欠席のため、追加説明を預かっておりますので代読させていただきます。

事 務 局

申請地は、南河内出張所より南へ約 3 km の位置にある甘木地区になります。中山間地域等直接支払交付金制度の取り組みを活用してきたが、当該農地についても農用地区域に編入し、周辺農地との面的な集約ができると考え、集落協定に加入し、地域計画に編入することとなりました。

令和8年7月23日、事務局職員と現地調査をいたしました。農用地区域への編入は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を適格と認め、市長に回答します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、2筆合計 1,386 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、農振農用地への編入です。農地区分は、第2種農地です。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい。それでは追加説明をいたします。

申請地は北河内出張所から直線で西へ約 3.1 km のところに位置する農地です。

私事ですがここは二鹿なので、二鹿の地域にある水稻を作っているところです。これも同じように営農意欲の高まりで集落協定の代表が申出人となっております。農用地区域へ編入して、中山間地域直接支払交付金の対象農地として活用をするためであります。

7月23日、事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。水稻を栽培されており、しっかり管理されており農地としての有効性は認められました。いずれも農地の休耕等の荒廃化が進む状況下において、このように前向きな農地活用の取り組みは評価でき、農地利用計画書変更は適

当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を適格と認め、市長に回答します。

4から8番、及び10・11番の7件は、総会において報告されている案件ですので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、4から8番、及び10・11番について、事務局より、一括して議案説明してください。

事 務 局

4番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑及び田。

面積は、2筆合計3,208 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。

本件は、令和8年6月総会において、現況証明で報告いたしております。

5番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑。

面積は、1,948 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。

本件は、令和8年7月総会において、現況証明で報告いたしております。

6番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑。

面積は、1,631 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。

本件は、令和8年3月総会において、現況証明で報告いたしております。

また、令和8年2月総会において、地域計画からの除外に対する意見を審議済みです。

7番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田。

面積は、633 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。

本件は、令和8年6月総会において、現況証明で報告いたしております。

また、令和8年2月総会において、地域計画からの除外に対する意見を審議済みです。

8番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑及び田。

面積は、5筆合計で6,547 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。

本件は、本総会において、現況証明で報告することとしております。
また、令和8年2月総会において、地域計画からの除外に対する意見を審議済みです。

10番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑。
面積は、3筆合計で1,345 m²です。所有者は記載のとおり。
申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。
本件は、令和8年3月総会において、現況証明で報告いたしております。

11番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑及び田。
面積は、2筆合計で1,054 m²です。所有者は記載のとおり。
申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。
本件は、令和8年6月総会において、現況証明で報告いたしております。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4から8番、及び10・11番を適格と認め、市長に回答します。

次に、9番について事務局より議案説明してください。

なお、11番黒崎委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条に該当しておりますので退出願います。

(委員退席)

事 務 局

9番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。
面積は、282 m²の内31.63 m²です。所有者は記載のとおり。
申請目的は、自己用住宅への進入路です。
農地区分は、一団の農振農用地内に位置する第1種農地です。
では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂支所奏より南西へ1.18kmのところに位置しております。当該地は隣接する宅地■■■■■に住宅が建てられた昭和35年ごろから進入路として利用されており、農地性はありません。これは無断転用なので始末書が提出されております。

8月3日に事務局職員と現地調査を行いました。周辺農地の集団化を阻害したり、地域計画の達成に支障を及ぼすようなことはありませんので農振除外をしても問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

事 務 局

(異議なし)

異議がありませんので、9番を適格と認め、市長に回答します。

11番委員は入室ください。

(入室)

次に、12番を事務局より、議案説明してください。

12番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、530 m²です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、農振農用地への編入です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

はい。それでは追加説明をいたします。

この案件は地域計画編入に該当するものであります。

事務局からの説明によると平成27年度の農振全体見直しの際に農振農用地の図面管理を地番管理に美和地域が移行する際に圃場整備の区域で非農用地設定されたものでございます。生見の[]を除外すべきところ、誤って生見の[]を非農用地として除外してしまったということであります。

現地を確認したところ、農地で地目は田であり、隣接が農振農用地であり、生見の[]と該当地は一枚の田であり圃場整備の際に抵当抹消することができず1枚の田でありながら2つの番地が分かれたままとなっています。従って圃場整備区域内で設定地でなければ農振農用地であることは当然であり、これを是正するために今回編入するものであります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、12番を適格と認め、市長に回答します。

続いて、「議案第31号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について」を上程します。

1から4番は、先程の議案第30号に関連する案件となりますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、1から4番について、事務局より、一括して議案説明してください。

事 務 局

本件1番から4番につきましては、先程の議案第30号において農振整備計画に編入することに伴い、地域計画の対象にも入れる変更案件となります。

編入の内容につきましては、各項目において委員さんが説明したとおり

となります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1から4番を適格と認め、市長に回答します。

次に、5番と6番は関連がありますので、一括審議としたいと思います
が、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番と6番について事務局より、一括して議案
説明してください。

農林振興課

それでは玖珂町字山王原 外 124 筆地域計画編入、及び玖珂町字
上谷津 外 1308 筆の削除につきまして一括して説明をさせていただきます。

今回の変更につきましては、協議の場の開催に伴う玖珂地域の地域計画
の変更でございます。現在、地域計画につきましては、随時ブラッシュア
ップしていくということで、進めさせていただいておりまして、玖珂地域
の地域計画につきましてもこのブラッシュアップの一環ということで5
月 29 日に協議の場を進めさせていただきました。令和 6 年度にですね、
作成しました計画につきましては、これは変更前のデータですが白のとこ
ろとちょっと見えにくいですが色がついているところ、これが地域計画の
エリアとさせていただいてますが、今回は集まっていただきました農業
者、農業委員のみなさん、それから土地改良区の方々、そういった方々に
協議していただきまして、すでに山林原野化している農地、不整形、狭小
であるなど担い手が扱うのが難しいと言われる農地につきましてはわ
かる範囲で詳細に聞き取りを行いまして 1309 筆を地域計画から削除いた
しました。変更後ですが、見ていただきますとちょっと色付きのところ
が増えていまして、白いところが若干減っています。色付きが増えていま
すのは、担い手の方でこれまで地図の方に掲載されていなかった方、6 名
の方を掲載させていただいたということで、この追加に伴いまして、これ
まで入っていなかった 125 筆も新たに地域計画に入れさせていただいた
ということになっております。

以上、説明でございました。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番と6番を適格と認め、市長に回答します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

農林振興課

続きまして7番でございますが、美和町生見字国木原 外 68 筆に
関しまして地域計画からの削除についてご説明させていただきます。

こちらの方ですね、協議の開催に伴い美和町の生見地域の地域計画を変

更ささせていただいたというところでございます。これは美和総合支所の担当の者におきまして美和地域の地域計画を確認しておったというところでございますが、その時に農業振興地域以外の筆が入っているということに気が付きましてその他の地番についても確認を行いました。この生見のですね、地域計画につきましては農振地域であることと決められておるようですので、農振地域以外のものが入っているということは、入っていた場合、削除することとしておられるようです。その結果、見ていたところほかにも農業振興地域ではない農地また既に山林原野化していた農地が散見されたということで7月8日に中山間直支の協定の方など可能な農家さんに集まっただいて協議の場を開催いたしました。農振地域以外の農地、山林原野化している農地69筆につきまして、当地域計画から削除するというようにしたということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を適格と認め、市長に回答します。

続いて「議案第32号 農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、議案第32号農用地利用集積等促進計画について説明いたします。

中間管理機構関係分として、合計件数2件、合計筆数12筆、合計面積は15,337㎡、うち水田が9,272㎡、畑が6,065㎡としての利用となっております。

また、畑については、現況が田であった場所を、飼料用作物の耕作地として使用される予定です。

なお、集積案に対して、本来であれば、この総会で農地中間管理機構への集積案に対してご意見をいただき、その後、やまぐち農林振興公社における促進計画の決定、県が認可されるのを待って、今後の総会において、配分先の設定案にご意見をいただくという、二段階の審議が必要なのですが、配分先予定も決定しており、時間の便宜を図るため、この度まとめて上程させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

意見がありませんので、この農用地利用集積等促進計画について、意見なしと決定し、その旨の意見を付して市長に送付します。

続いて「議案第33号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事務局

農地利用最適化推進委員につきましては、6月総会において第19区委員の退任をご承認いただきましたが、その後、市のホームページにおいて推進委員の募集を行った結果、議案に記載のとおり応募がありましたので、委嘱してよろしいかお伺いします。

応募者は久角悦夫さんです。長らく農業に従事され、現在は、専業で20a以上の稲作をされています。また、令和元年から3年以上、農地利用最適化推進委員として活動してこられました。こうした経験を基に、再度、農地利用最適化推進委員としての活動に取り組みたいとのご意向で、応募されました。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第33号を承認することを決定します。

続いて議案第34号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案に対する意見についてを上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

農林振興課

岩国市農林振興課農政班、三上と申します。よろしく申し上げます。

まず、最初に資料のご確認をお願いしたいと思います。事前にお送りしておりますのがこちらのA4の両面刷りになっております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し概要というのとですね、13ページに渡って冊子になっておりますこちらの農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、こちらが原案になっております。こちらの原案については、委員の皆様にお目通しをいただいておりますので、本日はこちらの一枚紙の概要についてを使用して説明いたしたいと思っております。

こちらの今回の議案であります基本構想というのがですね、基盤強化法に基づきまして認定農業者や認定新規就農者の認定基準や農地の集積、集約の目標を定めたものでございます。本構想は概ね5年毎に今後10年間を見据えて見直すこととされておりまして、直近では令和2年の全体的な見直し、その後に令和5年の法改正による見直しを行ってまいりました。またこの構想につきましては、まず県が上位計画である基本方針というものを定めまして、それに則する形で市が基本構想というのを定めることという仕組みになっております。この度県が昨年の令和7年12月25日付けで基本方針の見直しを行いまして施行しております。それに伴いまして、市におきましても基本構想を変更していくということになりますが、これが国のスケジュールや様々な制約により今年の9月末までに変更を完了させる必要があります。なお、この基本構想の変更にあたりましては、法令に基づきまして農業委員会の皆様からの意見をいただくということになっておりますので、本日の総会で上程させていただきまして、ご決議をいただいておりますとそれを受けまして速やかに県知事との協議を行いまして9月末までに法的な手続きを完了したいと思っております。

のでよろしくをお願いします。

それでは今回の具体的な見直し案につきまして3番の見直しの概要についてというところに箇条書きでまとめてあります。主な変更点といたしましては担い手の目標所得の引き上げ及び作業時間の変更、そして次に農業経営の基本的指標の見直し、農地集約の目標値の変更の3点が大きなものとなっております。

まず担い手の目標所得の引き上げについてです。これが原因といたしましては、物価高騰などの環境の変化を踏まえまして自立可能な現実的なラインに引き上げております。具体的には認定農業者の所得目標を220万円から250万円以上へ、新規就農者の所得は175万円から190万円以上へと引き上げます。また労働時間に対しましては2,000時間以下という上限を定めた表記に改めまして効率的な経営を後押しするという内容にしております。

次に農業のタイプ、基本的指標の整理、見直しについてです。こちらは地域の実情に合わせまして、より選びやすい形へ整理し集約したものでございます。内訳といたしましては個人が20類型から13類型、法人が6類型から5類型、新規就農者が7類型から6類型への変更となっております。

続きまして裏面に行っていただきまして、最後の集約の目標値の変更でございます。目標数値がこれまで通り50%のままでありますが、計算の基準となる農地面積をより現実的な範囲へと変更いたします。これまでの市内の全耕地面積という表現から地域計画の農用地等の面積を基準とする計算方法に改めまして地域計画の数値と連動した、より実質的な目標へと見直すものでございます。

それではこちらにつきまして皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

第6番

2点ほどあるのですが、最初の認定農業者、認定新規就農者の所得の目標のところなんですけど、おそらく県の方の見直しでこの感じで出てきているのだと思うのですが、今コストの方が上がっているという状況の中でここを上げちゃっていいものなのかどうかということが1つ、気になっております。1割程度の上昇なので、あくまでも目標ということなので、これぐらいの所得を目指してもらいたいという意味では分かるのですが、仮に岩国市の方で認定農業者をやっぱり幅広くとっていただきたい。規模の小さい方でもチャレンジしてもらいたいというような姿勢であるのであれば、あまりここを上げるのはどうかなという風に思っています。逆に足腰強い経営だけをしっかり育てていくんだというのであれば、こういう目標でもやむを得ないのかなというところを考えるので、その辺は市の最終的な方針になるのかなとおもうのですが、ちょっとここが上がってしまうのは、なんとなく今の実情には似合っていないのかなというのが1点。もう1点は、農業経営の基本的指標の見直しのところです。個人の方で、

削除されている類型の中に牛をやっているので、繁殖牛＋肥育牛、これは経営でいうと一貫経営と言うのですが、これが削除されているというのがちょっと岩国の牛を担っている者としては、岩国にはここは死守していただきたいなと思います。農業委員の中2名、こういう類型で経営を行っている者がおりますので、まあ確かに数としては大変減ってはいるのですが、ぜひここは岩国市には残していただきたいというのは僕個人の意見ですがお伝えしておきます。以上です。

議 長

ほかにございませんか。

(意見なし)

意見がありましたので、岩国市農業委員会の本案に対する意見として集約の上、市長に送付します。

なお、意見(案)の集約につきましては会長及び事務局に一任でご了承いただけますか。

(異議なし)

異議がありませんので、会長及び事務局において集約し、市長に送付します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況荒廃。

面積は、43 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、住宅用地です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、221 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳池沼、現況畑
面積は、1,091 m²の内 60.86 m²です。届出人は記載のとおり。
転用目的は、農業用倉庫の設置です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備してお
りましたので、専決により書類を受理いたしました

議長

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局
より、報告してください。

事務局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。
面積は、59 m²です。届出人は記載のとおり。
理由は、合意解約です。

以上1件の通知がありました

議長

報告第5号 現況証明については、ご高覧ください。
以上で、農地法関係の報告事項を終わります。
そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

- ・太陽光発電設備の設置に係る事前確認について
- ・農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見のとりまとめについ
- ・非農地判定について

議長

引き続きまして、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めます。

全国農業新聞勉強会

(10～15分程度)

以上を持ちまして、勉強会を終了します。

次回定例総会は、9月16日(水)午前10時から、岩国市民文化会館
小ホールを予定しております。

また、合わせて、終了後、農業法人との意見交換会を1時間程度の予定
で開催しますので、出席方、よろしくお願いします。

なお、農業新聞勉強会は、意見交換会がありますので、開催いたしませ
ん。次回は、10月総会での開催とします。

これで本日の総会は、終了します。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和8年9月16日水曜日10時00分から岩国市民文化会館 小ホール。

午前11時20分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 片山 剛

署名委員 原田 孝親